

8 その他税理士に期待されること

- 89. 税務以外に期待されること
- 90. 他業種との業際問題に注意を払おう
- 91. 会計参与の勧め
- 92. 会計参与の責任（付．賠償責任保険）
- 93. 補佐人業務
- 94. 成年後見人になろう（付．賠償責任保険）
- 95. 外部監査人になろう
- 96. 登録政治資金監査人になろう
- 97. NPO 法人の税務・会計アドバイザーになろう
- 98. 特定調停制度
- 99. 現物出資等における財産価額証明業務
- 100. 犯罪収益移転防止法（マネー・ローンダリング等）
- 101. 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 102. 個人情報保護法等
- 103. 経営革新等支援機関になろう
- 104. 租税教育等

89. 税務以外に期待されること

【ポイント】

税理士は、依頼者との間で継続的な顧問契約を締結することが多く、依頼者からは経営全体の総合的な顧問であると認識されることも少なくない。

税務、会計のみならず、業務一般や暮らしに関する様々な問題について相談されることの多い税理士は、幅広い知見と高度な処理、判断能力が求められる。

このような依頼者の期待に応えるべく、税理士は各々の事務所の仕組みや体制を整備することが望ましい。

【注意点】

① ネットワークの構築

税理士は、本来の業務について税務の専門家としての研鑽に努めるのはもちろんであるが、依頼者を取り巻く経営環境に関する知識の吸収に常に努めなければならない。しかし、時間や人材等の関係で一事務所が対応できることには限度がある。

そこで、司法書士や社会保険労務士等他の専門家及び各種コンサルタントとのネットワークを構築して、依頼者の期待に応える必要がある。

② 金融機関等との連携

依頼者は、金融機関等に様々な情報提供を求めたり、自分達が直面している問題等を相談したりしている。そのような金融機関等と税理士も連携して、依頼者が抱えている問題点等を把握し、それに対処できるようにする必要がある。また、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付がある場合には、金融機関によっては利率の優遇があるので、この面からの金融機関との連携も必要となろう。

③ 経営革新等支援機関の認定

平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設された。中小企業の経営を支援するため、経営革新等支援機関は各種補助金の申請支援や経営改善計画の策定支援による金融機関との良好な関係作り等の役割が期待されており、中小企業の身近な相談役である税理士は積極的に認定を受けることをおすすめする。

④ 依頼者のデジタル化の支援

デジタル社会形成基本法が施行され、事業者は、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとされた。税理士はこうした事業者等のデジタル化への取り組みにも、積極的に関わり支援することが期待されている。

【詳細はこちら】 [中小企業庁ホームページ](#)
[中小企業庁：財務サポート「税制」](#)

中小企業庁：経営サポート「経営革新支援」

【関連項目】

No. 60 「『中小企業の会計に関する指針』、『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストを利用しよう」

No. 90 「他業種との業際問題に注意を払おう」

90. 他業種との業際問題に注意を払おう

【ポイント】

税理士又は税理士法人は、税務、会計はもちろん、労務問題のほか広く企業経営及び財産管理など各分野の良きアドバイザーとして、特に中小企業にとっては、総合的な顧問として位置付けられることが少なくない。

したがって、税理士又は税理士法人は、税務のみならず関連業務についても、指導、助言を求められることが多いため、これらの知識についても研鑽が望まれるところである。しかし、関連業務については他の職業法で制限される事項もあるので、これらとの抵触を避けるため、他の士業の関連職業法について、十分に理解、尊重することが必要である。

【注意点】

- ① 税理士又は税理士法人は、社会保険労務士業務を税理士業務に付随して行うことができる（社労士法 27 条、社労士令 2 条）。
付随業務に関しては、日本税理士会連合会と全国社会保険労務士会連合会との間で平成 14 年 6 月 6 日に確認書が締結され、社会保険労務士法にいう「提出代行」と「事務代理」は付随業務ではないこと、及び、年末調整に関する事務を社会保険労務士が行うことは税理士法違反であることが確認された。
- ② 税理士は、行政書士となる資格を有しているので、登録をすれば、建設業の変更届等の官公署に提出する書類等を作成する業務等を行うことができる。
- ③ 税理士が法律相談や法律事務を行うに当たっては弁護士法について、登記や供託に関する手続については司法書士法について、会計監査の証明については公認会計士法についてそれぞれ十分に留意し、それぞれの職業法に抵触することがないようにしなければならない。
- ④ 税理士会としては、引き続き、他士業との会話を深め、よりよき連携協力を深めていくことによって社会に貢献していく。

【詳細はこちら】 「税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」（平成 14 年 6 月 6 日 日税連・全国社会保険労務士会連合会）

9 1. 会計参与の勧め

【ポイント】

会計参与制度は「会社法」（平成 17 年 6 月 29 日成立、同年 7 月 26 日公布）において創設された制度である。

会計参与制度は、主として中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計に関する専門的見識を有する税理士（税理士法人を含む）又は公認会計士（監査法人を含む）が取締役と共同して計算書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することなどを職務とする株式会社の機関（役員）であるので、税理士（税理士法人を含む）は中小企業の繁栄を後押しする制度として積極的に取り組むべきである。

【注意点】

- ① すべての株式会社は、定款で会計参与を設置する旨を定めることができる（会社法 326 条②）。
- ② 会計参与の資格要件としては、以下の会計専門家に限られている（会社法 333 条①）。
 - イ 税理士（税理士法人を含む。）
 - ロ 公認会計士（監査法人を含む。）
- ③ 会計参与の職務
 - イ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書等の取締役との共同作成（会社法 374 条①⑥、435 条②、441 条①）。
 - ロ 会計参与報告の作成（会社法 374 条①）。
 - ハ 計算関係書類を承認する取締役会への出席と意見の陳述（会社法 376 条①）。
 - ニ 職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実があることを発見したときの報告義務（会社法 375 条）、ほか（会社法 314 条、378 条①②）を参照。
- ④ 会計参与の権限
 - イ 取締役によって作成された会計帳簿・資料の閲覧、謄写並びに取締役及び支配人その他の使用人に対する会計に関する報告の請求（会社法 374 条②、432 条①）。
 - ロ 職務を行うため必要があるときは、子会社に対する会計に関する報告の請求（会社法 374 条③）。
 - ハ 職務を行うため必要があるときは、会社・子会社の業務及び財産の状況の調査（会社法 374 条③）、ほか（会社法 377 条①、345 条①②、379 条③、380 条）を参照。
- ④ 会計参与の登記
会計参与を登記する際は、日本税理士会連合会が発行する税理士資格証明書が添付書類として必要である。

【詳細はこちら】 [リーフレット「経営に力を【会計参与の活用】」（日税連）](#)
[「会計参与の行動指針」（日税連・日本公認会計士協会）](#)

「会計参与の権限と責任 Q&A」(日税連)

「会計参与制度の手引き」(日税連)

9 2. 会計参与の責任（付：賠償責任保険）

【ポイント】

会計参与は、社外取締役と同様に、民事上の責任として、会社に対する任務懈怠責任があり、もう一つは契約関係の存在しない第三者に対する損害賠償の責任がある。

このほか、刑事上の責任と過料に処すべき行為についても会社法に規定されている。

また、行政上の責任については、税理士法又は公認会計士法に規定がある。

注意深く業務を行うことでリスクを軽減することはできるが、ひとたび損害を発生させてしまった場合には、負担が拡大することが皆無ではない。万一の場合に備え、リスクを保険でカバーすることも考慮すべきである。

【注意点】

① 会計参与の会社に対する損害賠償責任

会計参与は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法 423 条①)。その責任は、株主代表訴訟の対象となる(会社法 847 条)が、この責任は過失責任であるため、会計参与に過失がなければ、会社に生じた損害について責任を負わない。

② 会計参与の第三者に対する損害賠償責任

イ 会計参与は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって株主、投資家、債権者、取引先といった第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければならない(会社法 429 条①)。

ロ 会計参与は、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときは、注意を怠らなかったことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければならない(会社法 429 条②)。

③ 刑事上の責任

会計参与に限定された罰則ではないが、懲役又は罰金についての規定が定められている(会社法 960 条、963 条、964 条、965 条、967 条、970 条参照)。

④ 行政上の責任

会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、税理士法上又は公認会計士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となる(法 37 条、公認会計士法 26 条)。

⑤ 会計参与賠償責任保険

①、②の職務についての損害賠償請求に対してのリスク回避として、会計参与賠償責任保険に加入しておくことは、免責対象外については保険でカバーできるので、リスク対策としては大変有効なものである。

【詳細はこちら】 [「会計参与の行動指針」\(日税連・日本公認会計士協会\)](#)
[「会計参与の権限と責任 Q&A」\(日税連\)](#)

「会計参与制度の手引き」(日税連)

会計参与賠償責任保険加入案内(株式会社日税連保険サービス)

9 3. 補佐人業務

【ポイント】

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し陳述することができる。

これは、租税に関する訴訟が高度な専門性を有していることから、行政上の不服申立手続と同様に、訴訟手続においても、租税の専門家である税理士が補佐人として、納税者を常に援助し得ることが、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することになるとの趣旨から、平成 13 年の税理士法改正において新たに設けられたものである。

望むと望まざるとにかかわらず、請われて、あるいは必要に迫られて、補佐人の職に任ぜられることもありうる。社会の要請や、依頼人の期待に応えられるよう、基本的な知識だけは知っておくべきである。

【注意点】

① 補佐の対象事項

法 1 条及び法 2 条 1 項に掲げる「租税に関する事項」について補佐することである。

この「租税に関する事項」とは、税務官公署に対する申告等又は税務官公署の調査若しくは処分に関する事項などの行政事件訴訟に限らず、税理士が税法の適用を誤った場合の損害賠償請求訴訟、国税債権不存在確認訴訟、国家賠償請求訴訟、相続争いに伴う訴訟における租税に関する陳述等を含むものと解される。

② 補佐人の役割

弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、租税に関する事項について陳述することを認めているものであり、訴訟代理人である弁護士が出廷しない場合には、税理士は裁判所の許可を得ないで出頭して陳述することは認められていない。

補佐人の業務を税理士法人が行う場合には、委託者に、所属する社員又は使用人である税理士のうちから、実際に裁判所に出廷する者として補佐人を選任させなければならない(法 48 条の 6)。

この税理士の補佐人制度は、補佐人の特例(民訴法 60 条)という位置付けであり、刑事事件における補佐人は、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹となっている(刑訴法 42 条)ことから、税理士の補佐人制度は刑事訴訟法上の補佐人とは異なるものと解される。

【詳細はこちら】 「税理士補佐人ガイド」(近畿会)

補佐人選任届(近畿会)

補佐人としての業務に関する委任状(近畿会)

9 4. 成年後見人になろう（付. 賠償責任保険）

【ポイント】

成年後見制度は、判断能力が不十分な成人の身上監護及び財産管理を法的側面から支える目的で、平成 12 年 4 月 1 日に介護保険制度とともに施行された制度である。

成年後見人等には特別な資格要件はないが、高度な専門知識と的確な判断が求められる場合に、税理士等が職業後見人等としてふさわしい場合もありうるだろう。

法 1 条に規定する税理士の使命を達成するために、税理士には高潔な倫理観と高度な専門性が前提とされている。また、幅広く、多数の財務税務に携わった経験から培われる税理士の職能は、ハンディキャップがある方々への補助を通じて、社会に貢献することも期待される。

【注意点】

- ① 成年後見制度は、判断能力が不十分な人であっても個人の持つ尊厳や権利の擁護を基本理念として、残存能力の活用による自己決定権の尊重と、障害のある人も家庭や地域で通常の生活を送ることができる社会をつくるというノーマライゼーションの理念との調和を目的としている。
- ② 成年後見制度は、判断能力が不十分であるとして、家庭裁判所に選任される法定後見制度と、本人が健常なときに契約する任意後見制度の二つの制度がある。判断能力が不十分な成人の身上監護及び財産管理を法的側面から支える制度であるところは同じである。
- ③ 当初は成年後見人には親族が就任することが多かったが、本人と親族は利益相反の関係にあるため、本人の身上監護及び財産管理の面で高度な専門的知識と的確な判断が求められる場合などに税理士等第三者が就任するケースも増加している。平成 24 年には、第三者が成年後見人等に就任する割合が 51.5%（前年 44.4%）と、初めて親族後見の割合を上回り、税理士に求められる役割はより重要なものとなっている。
- ④ 日本税理士会連合会は、成年後見制度を税理士が行うべき公益活動として位置付け、積極的な支援策を推進している。また、平成 26 年には、全国すべての税理士会に成年後見支援センターが開設され、成年後見に従事する会員の支援を行っている。各税理士会の成年後見支援センターでは、成年後見人等の養成研修を行い、その修了者を登載した推薦者名簿を、各地の家庭裁判所に対し、成年後見人及び成年後見監督人の候補者として提出している。
- ⑤ 日本税理士会連合会では、成年後見制度について、成年後見賠償責任保険を設定しており、各税理士会は、家庭裁判所から推薦依頼があった場合は、保険加入を条件に推薦している。

【詳細はこちら】 [日税連成年後見支援センターホームページ](#)

95. 外部監査人になろう

【ポイント】

外部監査制度の創設により、主要な地方公共団体は、税理士をはじめ弁護士・公認会計士・公務精通者と包括外部監査契約を締結し、外部監査を受けることが義務付けられた。

包括外部監査の対象となる地方公共団体は、都道府県・政令指定都市・中核市及び条例制定市町村である。一方、特に条例を制定した地方公共団体において、議会、知事または住民からの個別的事項に関する監査請求（要求）等に基づいて行われる個別外部監査もある。

税理士は、税理士業務を通じて税の使途を監視する職業専門家として、地方公共団体における外部監査人資格者に法定されている。国民の納税義務の適正な実現を図るだけでなく、地方公共団体のチェック機能を果たすことが期待されている。

【注意点】

- ① 改正地方自治法が平成 10 年 10 月より施行され外部監査制度がスタートした。その背景には、市民による地方公共団体の予算執行について適正化要求があったこと、平成 7 年に施行された地方分権推進法により地方公共団体の監査制度を強化する必要性があったこと、さらに従来からの監査委員制度が機能していないとして批判されたことなど、地方公共団体に対する外部のチェック機能を早急に強化する制度改革が望まれたことが挙げられる。

このため、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体に属さない一定の有資格者が監査の独自性、専門性を強化することを目的に設けられた制度である。

- ② 包括外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核市に義務付けられ、毎会計年度ごとに、監査契約を締結しなければならない。

その他の市町村は、条例を制定して包括外部監査を受けることができる。外部監査人の有資格者は、税理士・弁護士・公認会計士及び公務精通者である。

- ③ 個別外部監査は、条例により任意で導入することができ、事務監査請求、議会の請求、長の要求、住民監査請求及び財政援助団体に基づく 5 種類のものについて外部監査人が行う監査制度である。条例を制定した地方公共団体が税理士等の有資格者と個別外部監査契約を締結して行われる。
- ④ 地方公共団体の長は、自らが設立した地方独立行政法人の業務の監査に当たって、監事又は監事補佐人に税理士を任命・選任することができる。

96. 登録政治資金監査人になろう

【ポイント】

登録政治資金監査人制度とは、国会議員に関係する政治団体が、政治資金の収支報告書を提出するときに、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けるものであり、平成21年分の収支報告書から適用されることとなった。

登録政治資金監査人の有資格者は税理士、弁護士、公認会計士とされている。

登録政治資金監査人名簿の登録手続きは、申請書と提出書類等一式を提出した後、政治資金適正化委員会の審査を経て行われる。名簿に登録されると証票が交付される。

登録政治資金監査人として政治資金監査を行うためには、登録を受けた後、政治資金適正化委員会が実施する研修を受ける必要がある。

【注意点】

- ① 登録政治資金監査人制度は、政治資金の透明性を向上させることを目的として、平成19年12月に成立した改正政治資金規正法により創設された。

国会議員に関係する政治団体は、収支報告書、会計帳簿、領収書等について政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられた。

登録政治資金監査人には、税理士のほか弁護士・公認会計士になることができる。

- ② 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。
- ③ 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、会計帳簿等の保存状態や、それらの書面の記載の整合性を外形的・定型的に確認することにより、政治資金の使途の妥当性を評価することは求められておらず、守秘義務と虚偽記載についてのみ責任を負うこととされている。
- ④ 登録政治資金監査人名簿への登録受付は、平成20年9月から開始された。登録手続きは、まず申請様式を総務省ホームページからダウンロードし、申請書と提出書類等一式を政治資金適正化委員会へ提出する。その後、政治資金適正化委員会による審査を経て登録政治資金監査人名簿に登録され、証票が交付される。
- ⑤ 当該国会議員に係る公職の候補者の確定申告を受任している税理士による政治資金監査は、法令上の業務制限には該当しない。ただし、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくない。

【詳細はこちら】 [総務省（政治資金適正化委員会）ホームページ](#)

9 7. NPO 法人の税務・会計アドバイザーになろう

【ポイント】

阪神・淡路大震災を契機に、市民によるボランティア活動に関する関心が高まり、市民が自由に社会貢献活動を行えるようにするため、平成 10 年 3 月に特定非営利活動促進法（略して NPO : Non Profit Organization 法）が成立した。その後、財政上の問題や他の諸問題を抱える法人が増加してきて、NPO 法人の存続自体が危うくなってきたため、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、法改正が行われ、現在の形となった。

NPO 法人の活動は、市民の身近な存在であるとともに、新たな公益活動の担い手として期待されている。

NPO 法人は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、貸借対照表及び活動計算書、財産目録、役員名簿等を所轄庁に提出しなければならない、また幅広い会員の獲得や安定的な寄付の受け入れ環境を整備するためにも、事業や財務の内容について適正な運営と検証、さらには情報公開による透明性の確保が求められている。そのためにも税務会計の専門家である税理士の力が必要となる。

しかしながら、税務・会計に関する知識が全くない NPO 法人がほとんどであり、国税当局から申告漏れ等を指摘されている例も多い。

本来租税が果たすべき公益的役割を目的とする NPO 法人を支援することは、税務の専門家として税理士に与えられた社会的使命につながるものである。そのためにも、税理士は NPO 法人に対して、税務や会計の面からのアドバイスや認定 NPO 法人になるためのバックアップが求められている。

【注意点】

- ① 特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とし、NPO 法に定める保健、医療又は福祉の増進を図る活動等、全部で 20 種類あり、所轄庁は、NPO 法人の活動目的と設立要件が合致していれば、設立の認証をしなければならないとされている。
- ② NPO 法人の認定は、従来国税庁長官が行うこととされていたが、平成 24 年 4 月の改正 NPO 法の施行により、都道府県又は政令指定都市で行うこととされた。
認定を受けた認定 NPO 法人又は特例 NPO 法人への寄付や、NPO 法人自体に対しては税制上の優遇措置が設けられている。
- ③ NPO 法には、情報公開のため所轄庁における公告縦覧制度があるなど、一般社会が監視する公開型市民活動といえるが、ほとんどの NPO 法人は会計知識に乏しいため、法令で規定された事業報告書や財務諸表等の書類を所轄庁に届け出していない法人が多数に上り、国も認証の取り消しも含めた指導・監督を視野に入れている。
- ④ また、国税当局から源泉所得税の納付漏れや消費税の未納付について指摘されたり、収益事業の認定を受けて困惑している NPO 法人も多い。
- ⑤ 税理士は、NPO 法人が安定的に継続した活動をするために、税務や会計の面からのアドバイスのほか、認定を受けるための積極的な指導・助言が求められている。また、東日

本大震災を契機に、被災地で NPO 法人の活動が増加しており、税務・会計・運営面又は認定 NPO 法人になるための適切なアドバイスが税理士に求められている。

98. 特定調停制度

【ポイント】

特定調停制度とは、経済的に困窮している個人債務者や事業者（法人を含む）の経済的再生を図り、産業構造の転換を目的として、平成12年2月に施行された特定調停法に基づく制度である。

平成11年の最高裁判所事務総局からの要請もあり、また想定対象者である中小事業者と日常的に接していることから、税務・会計・企業財政の専門家としての税理士は、この公益的業務の推進に積極的に取り組むことが必要である。

特定調停の結果、債務者側での債務の免除益、あるいは債権者側での債権の貸倒れの処理について税務判断を要する問題が生じることになる。

また、その債務者の再生が不可能と判断された場合、裁判所は特定調停をしないものとして事件を終了させることができる。そのため、再生可能な時に特定調停の申立てをする必要があるので、税理士としての早めの判断と助言が求められる。

【注意点】

① 特定調停において切り捨てられる債権・債務

特定調停による債権者の債権放棄は、親子会社間において、親会社の子会社に対して有する債権を単に免除するというものではなく、債務の免除等が多数の債権者によって協議のうえ決められたなど、その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に経済的合理性があると認められるため、法59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の適用があると考えられる。

なお、合理的な基準とは、一般的にすべての債務者がおおむね同一の条件で、債権を切り捨てられているような場合（債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し、書面（特定調停における調停調書）により明らかにされた債権放棄額）をいう。

② 切り捨てられた債権・債務の税務上の取扱い

イ 債権の放棄を受ける立場の取扱い（債務者側）

債務者が債権放棄を受けた場合、その放棄を受けた金額は益金の金額に算入される。

なお、その者が青色申告書を連続して提出している場合は、その事業年度の前7年間に於いて生じた青色欠損金が損金の額に算入される。

ロ 債権の放棄をする立場の取扱い（債権者側）

元本又は利息の全部又は一部の放棄をした場合、その債権の放棄は貸倒れとして損金の額に算入することができる。

99. 現物出資等における財産価額証明業務

【ポイント】

会社法施行前の商法において、出資は金銭によることが原則とされ、現物出資、財産引受、事後設立については、出資財産の適正な評価による資本充実及び他の出資者との公平を保つために、これを「変態設立事項」として、原則として検査役の調査を要するものとされていた。

平成2年の商法改正で、検査役調査の合理化を図るため、検査役の調査に代替し得る証明者として弁護士が、さらに、平成14年の改正では、税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人が認められた。

これにより、会社設立の際や増資の際にも、不動産、有価証券、特許権など金銭以外の財産でも出資することが可能となった。

【注意点】

① 税務顧問と相当性証明

現物出資等の証明業務を税理士・税理士法人に依頼されるのは、通常、税理士業務の委嘱先からである。現物出資等の証明内容が依頼者との関係で依頼者の意向に左右されるようなことがあってはならない。

会社法が、裁判所の選任した検査役に代えて、税理士等の証明で足りることとした以上、証明に当たっては、会社法の趣旨を受けて独立公正を深く自覚すべきである。

会社法上は、税理士業務と現物出資等の証明業務の両立を禁じてはいないので、税務顧問契約を締結している税理士・税理士法人であっても現物出資等の証明業務を行うことに支障はない。しかしながら、同じ税理士・税理士法人が税理士業務を行っている法人に対して現物出資等の証明業務を行うことは、利益相反の可能性があるので、善管注意義務に注意を払い、独立公正かつ適正に業務を行うべきである。

② 証明責任

設立に際してなされた現物出資等の価額が定款記載の価額に著しく不足するときは、発起人・設立時取締役は連帯して不足額を支払う義務を負うこととされている。この場合において、当該現物出資等の証明をした税理士・税理士法人は、発起人・設立時取締役と連帯して不足額の支払義務を負う。

ただし、その証明について相当性を証明した場合はこの限りでない(会社法 52 条)。

【詳細はこちら】 [「現物出資等における財産の価額の証明に関する実務」〔改訂版〕\(日税連\)](#)

100. 犯罪収益移転防止法（マネー・ローンダリング等）

【ポイント】

世界各国で起こるテロに対する資金提供や麻薬取引などの犯罪収益に関する資金洗浄（マネー・ローンダリング）を防止するといった国際的な協力体制のもと、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が制定された。同法は、金融機関や士業などの専門職をはじめとする特定事業者に対し、特定の業務について本人確認等の義務を課すものである。

税理士も特定事業者として、特定取引が行われた場合等の本人確認などの取引時確認義務や、ハイリスク取引が行われる際の資産・収入状況の確認義務、疑わしい取引の届出義務などが課せられているので、該当する取引が行われる際は、適切に義務を果たすことが求められる。

【注意点】

① 取引時確認が求められる取引

- イ 宅地又は建物の売買に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ロ 会社等の設立又は合併等に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ハ 200万円超の現金、預金、有価証券その他の財産の管理や処分の代理・代行の契約締結
- ニ マネロンの疑いがあると認められる取引
- ホ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引
- ヘ ハイリスク取引

取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引、取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引、特定国（イラン・北朝鮮）に居住・所在する顧客等との取引等、顧客等が外国 PEPs（外国の元首・外国の政府等機関において重要な地位を占める者やその親族など）である取引など、マネロンに用いられるおそれが特に高い取引

② 取引時確認の内容

個人：本人特定事項（氏名、住所、生年月日）、取引を行う目的、職業

法人：本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）、取引を行う目的、事業の内容、実質的支配者の本人特定事項

③ ハイリスク取引時の確認

200万円超の財産移転がある場合は、通常の特定期間時の確認事項に加え、資産と収入の状況を確認しなければならない。

ハイリスク取引のうち「なりすまし」や「偽り」が疑われる取引については、最初に行われた際とは異なる方法で、本人特定事項の再確認を行わなければならない。

④ 確認記録や取引記録の作成・保存

取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。

特定業務（※）に係る取引を行った場合には、少額の取引等（現金、預金、有価証券

等の財産の管理や処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が 200 万円以下のもの)を除き、直ちに取引記録を作成し、取引の行われた日から 7 年間保存しなければならない。

※ 特定業務とは、税理士の業務やこれらに付随・関連する業務のうち、顧客のためにする以下の行為や手続の代理・代行（特定受任行為の代理等）に係る業務をいう。

- ・ 宅地・建物の売買に関する行為や手続
- ・ 会社等の設立・合併等に関する行為や手続
- ・ 現金、預金、有価証券等の財産の管理や処分

⑤ 疑わしい取引の届出義務

以下のいずれかと認められる場合は、疑わしい取引の届出書を国税庁に提出しなければならない。ただし、税理士法第 38 条の守秘義務に照らし、漏らしてはいけないこととされる事項が含まれる場合は、届出義務が免除される。

- ・ 特定受任行為の代理等において収受した財産が、犯罪による収益である疑いがある場合。また、顧問契約の締結時など、特定受任行為の代理等の準備・関連行為において収受した財産が、犯罪による収益であると認められる場合も同様。
- ・ 顧客等が、特定業務に係る取引に関し、マネロン行為を行っている疑いがある場合。

【詳細はこちら】 [犯罪による収益の移転防止に関する法律](#)
[犯罪収益移転防止法への対応について（日税連）](#)
[「税理士及び税理士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（国税庁）](#)
[犯罪収益移転防止法の概要（JAFIC）](#)

101. 裁判外紛争解決手続（ADR）

【ポイント】

紛争が起きた場合には、裁判によってその解決を図るのが一般的だが、裁判には多額の費用と時間を要する。そこで、裁判によらず中立的な第三者が当事者間に介入して仲裁、調停、和解、斡旋などの方法で紛争を解決する手続として、裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）がある。

中立的な第三者機関には行政の機関や、ADR の代理権を付与された民間機関が該当するが、紛争解決に当たっては、相続、財産譲渡、財産評価等、税法が関係する事案が多いことが想定される。税務相談が税理士の独占業務であることを定めた法 52 条を堅持するためにも、ADR に積極的に関与していかなければならない。

【注意点】

- ① ADR センターの紛争解決において、ADR 主宰者等の税務の相談者として、その要請に積極的に応じていくことが必要である。
- ② 裁判所で行われている民事調停や家事調停には税務が関連するケースが多いので、税務の専門家として積極的に関与すべきである。
- ③ 税理士が今後 ADR 代理人としての職責を果たしていくためには、関連法律分野における高度な専門的能力の修得が不可欠である。
- ④ 税理士は、税に関する専門家として専門的知識を活かし、民事調停・家事調停委員として、紛争解決に携わっている。

102. 個人情報保護法等

【ポイント】

近年、ICT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されるようになった。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくと予想されるが、個人情報はその性質上、一旦誤った取扱いをすると個人に取り返しのつかない損害を及ぼすおそれが生じる。

また、番号制度の導入により、行政運営の効率化を図るとともに、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤の整備が図られる一方で、番号法では、個人番号が悪用され、又は漏えいし、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招くことのないよう、厳格な保護措置等が定められている。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して ICT 社会の便益を享受するための制度的基盤として、個人情報及び個人番号を取扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとしている。

【注意点】

① 「個人情報」とは

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」（※1）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号（※2）が含まれるものをいう。

「個人に関する情報」は、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

② 「個人情報取扱事業者」とは

「個人情報取扱事業者」とは、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除き、個人情報データベース等（※3）を事業の用に供している者をいう。

したがって、税理士業務及び事務所運営等において個人情報データベース等を作成している場合、税理士事務所も個人情報取扱事業者該当し、一定の義務が課せられることとなるので注意が必要である。

③ 「特定個人情報」とは

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

個人番号が記載された書類・電子ファイル等がこれに該当する。生存する個人の個人番号単体は特定個人情報に該当するが、死者の個人番号単体は該当しない。

ただし、個人番号には死者のものが含まれるため、死者の個人番号に対する安全管理措置等は適切に行うことに留意する。

※1 個人情報には死者に関する情報は含まれないが、死者に関する情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する

る情報に該当する。

※2 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できる文字、番号、記号その他の符号等をいう。

(例) ゲノムデータにおける遺伝型情報、生体認証に用いられる身体的又は行動的特徴（虹彩、声紋、静脈、指紋又は掌紋等）、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号等

※3 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、

- ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は、
- ② 電子計算機を用いていない場合であっても、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成されたものであって、目次、索引、符号等により一般的に容易に検索可能な状態に置かれているものをいう。

【詳細はこちら】 [個人情報の保護に関する法律](#)

【関連項目】 [No. 36「お客様の秘密を守る（守秘義務）」](#)
[No. 44「税理士事務所の個人情報保護」](#)

103. 経営革新等支援機関になろう

【ポイント】

経営革新等支援機関とは、中小企業に対して各種支援事業を行う専門家で、国が公的機関として認定したものであり、その認定者は、税理士・公認会計士・弁護士等の士業や、金融機関・商工会議所・商工会等多方面にわたる。

中小企業は、経営革新等支援機関の支援を受けることにより、事業承継に係る贈与税・相続税の納税猶予や特別償却・税額控除、補助金の受給等を受けることができる。

【注意点】

- ① 経営革新等支援機関の認定制度は、平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づくものである。この制度は税務・金融及び財務に関する専門知識と、支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人・法人を経営革新等支援機関として認定することにより、支援の担い手の多様化・活性化と、中小企業の課題解決に対する専門性の高い支援を行うことを目的としている。

平成 30 年 7 月より、経営革新等支援機関に更新制が導入され、認定期間に 5 年の有効期間が設けられることとなった。期間満了時には改めて業務遂行能力の確認のための更新手続を行う必要がある。

- ② 経営革新等支援機関の関与が必要とされる国の補助事業等（令和 3 年 4 月時点）
- イ 個人版事業承継税制（経営承継円滑化法）
 - ロ 法人版事業承継税制（経営承継円滑化法）
 - ハ 中小企業経営強化税制 C 類型
 - ニ 先端設備等導入計画（生産性向上特別措置法）
 - ホ 個人事業者の遺留分に関する民法特例（経営承継円滑化法）
 - ヘ 事業承継補助金
 - ト 中小企業経営力強化資金融資事業
 - チ 経営改善計画策定支援事業
 - リ 事業再構築補助金

【詳細はこちら】 [中小企業庁ホームページ](#)
[経営サポート「経営革新支援」](#)
[リーフレット「税理士は中小企業支援の主役です」\(日税連\)](#)

104. 租税教育等

【ポイント】

教育基本法1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定されている。

租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つという、教育基本法の理念に沿った国民の育成を図ることとされている。

税理士会が行う租税教育等の対象は、①学校教育法における児童、生徒、及び学生、②小学校・中学校・高等学校の教員又は教員になろうとしている者、③社会人である。税の専門家である税理士は、上記対象者に対して税の意義・役割を伝えることの適任者であり、租税制度の複雑化等とあいまって、税務の専門家である税理士による租税教育等の重要性が高まっている。

【注意点】

- ① 申告納税制度は、納税者自らが課税標準、税額を計算し、税務官公署に申告することにより、納税義務を確定させることを原則とする制度であり、この申告納税制度を支えるには、納税者の租税についての正しい知識と理解、いわゆる租税教育等が必要である。
- ② 租税教育等は生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学生や社会人全般にわたる生涯に及ぶものである。納税者又は国民が、現代国家において、なぜ税を負担しなければならないのかを認識するためには、租税教育等が重要である。

納税者又は国民が、税金は国家が成り立つうえで当然に負担しなければならない国民の義務であると認識するためには、租税教育等が非常に重要である。
- ③ 納税者の代理人として極めて高い公共性が認められている税理士制度の担い手である税理士が、租税教育等を通じ、納税者に正しい知識と健全な納税者意識を醸成することで申告納税制度の維持発展に寄与することができ、納税者又は国民への新たな社会貢献事業として位置付けられる。
- ④ 平成23年税制改正大綱には、租税教育の充実の必要性が明記されるとともに、租税教育等における税理士の取組みへの期待が書き込まれた。これを受け、平成24年11月には、国税庁、総務省、文部科学省の三者による租税教育推進関係省庁等協議会が発足した。
- ⑤ 日本税理士会連合会では、平成23年4月に租税教育等基本指針を策定し、具体的に租税教育等の運営を行う税理士会に対して基本的・統一的な考え方を示し、税理士は独立した公正な立場で税の役割を指導する適任者であり、社会貢献の一環として租税教育等に積極的に取り組むべきであるとしている。また、平成26年3月の税理士法改正では、税理士会の会則絶対的記載事項に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の

ための活動に関する規定」が追加された（法 49 の 2 ②十）。

- ⑥ 以上のような状況を踏まえ、申告納税制度の発展に資するため、申告納税制度の理念の担い手である税理士が、租税教育等の担い手として、各税理士会で運営、実施する租税教育等の講師役を行う等、積極的に取り組むことが求められている。

【詳細はこちら】 [日税連ホームページ（租税教育）](#)